

全建事発第 092 号  
令和 7 年 12 月 4 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 今井 雅則  
〔公印省略〕

### 労務費に関する基準の実施について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央建設業審議会では、建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などの総合的な取組により担い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、令和 6 年 9 月に労務費の基準に関するワーキンググループを設置し、令和 7 年 10 月の第 11 回ワーキンググループにてとりまとめられた労務費に関する基準案について審議を行った結果、別添 1 のとおり基準を作成することとし、その実施について建設業法第 34 条第 2 項の規定に基づき別紙のとおり勧告が行われました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に對して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

#### 【添付資料】

- 別紙 中央建設業審議会通知文
- 別添 1 労務費に関する基準
- 別添 2 労務費に関する基準（概要）

(担当) 事業部 三浦  
TEL:03-3551-9396  
FAX:03-3555-3218  
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp